

# 固定ブロードバンドネットワークの現状と課題

---

## / 諸外国等における放送事業の外資規制

---

社会ICTイノベーション本部

ICT・メディア戦略グループ

2018年3月16日

---

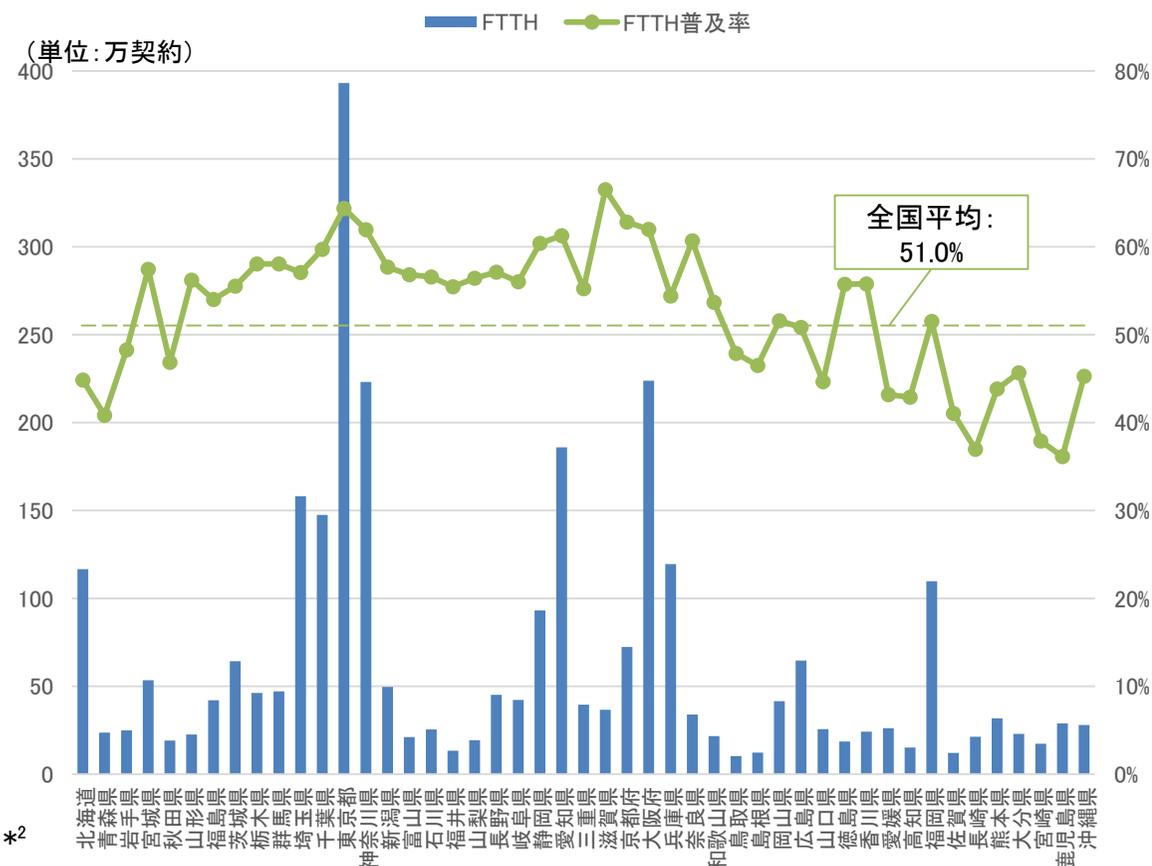
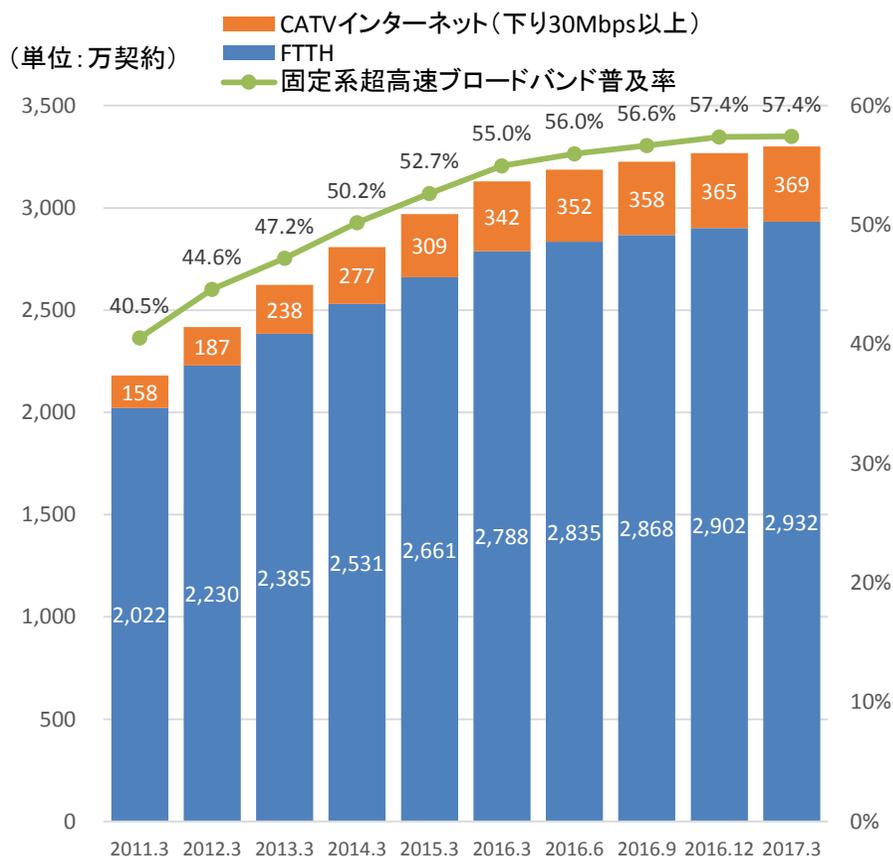
# 固定ブロードバンドネットワーク の現状と課題

# ブロードバンド契約数と普及状況

- H29年3月時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数は3,301万契約。
- 世帯普及率は60%弱で伸びは鈍化傾向。都道府県別の普及状況に未だ格差が存在する。

## 固定系超高速ブロードバンド契約数\*1の推移

## 都道府県別FTTH普及率\*3(H29年3月)



\*1: FTTH、CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る)の契約数の総計

\*2: FTTH、CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る)の契約数の総計を住民基本台帳の世帯数(それぞれ同年1月の統計)で除算

\*3: FTTHの契約数の総計を住民基本台帳の世帯数(それぞれ同年1月の統計)で除算。CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る)については、都道府県別契約数は不明。

# ブロードバンドサービス料金の現状

家庭向けの主な固定系超高速ブロードバンドの料金(下表:NTT光コラボサービス系)

回線	事業者	サービス名称	メニュー	最大速度(下り)	料金
FTTH	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・ギガラインタイプ	1Gbps	4,700円 ※1
		フレッツ光ネクスト	ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	4,500円 ※1
		フレッツ光ネクスト	ギガマンション・スマートタイプ	1Gbps	3,050~4,050円 ※1
		フレッツ光ネクスト	マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps	2,750~3,750円 ※1
	NTT西日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	1Gbps	4,300円 ※1
		フレッツ光ネクスト	ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	3,810円 ※2
		フレッツ光ネクスト	マンション・スーパーハイスピードタイプ集	1Gbps	2,530~3,420円 ※1
		フレッツ光ネクスト	マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps	
	KDDI	auひかりホームタイプ	ずっとギガ得プラン	1Gbps	5,100円 ※3
			マンションギガ	1Gbps	4,050円
auひかりマンションタイプ		タイプV 都市機構デラックス、E、F	100Mbps	3,800円	
ソネット	NURO光	NURO光G2V	2Gbps	4,743円	
ケイ・オプティコム	eo光ネット	マンションタイプ	100Mbps	3,524円	
CATV	J.COMグループ	J:COM NET ウルトラ320Mコース(戸建)		320Mbps	6,000円
	イツコム	かっとびメガ160(戸建)		160Mbps	6,000円

事業形態	事業者名	サービス名	料金
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円(タイプAの場合)
	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円
ISP	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ	OCN 光	5,100円
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円
	インターネットイニシアティブ (IIJ)	IIJmioひかり	4,960円
	ソニーネットワークコミュニ ケーションズ	So-net光 コラボレーション	4,400円
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMヒカリ	5,100円
	ニフティ	@nifty光	4,500円
	ビッグローブ	ビッグローブ光	4,980円
	U-NEXT	U-NEXT 光 コラボレーション	4,200円
CATV	飯田ケーブルテレビ	いいーNET光	4,300円
	狭山ケーブルテレビ	さやま光1Gコース	5,500円~

※1:ISP料金は含まれない。

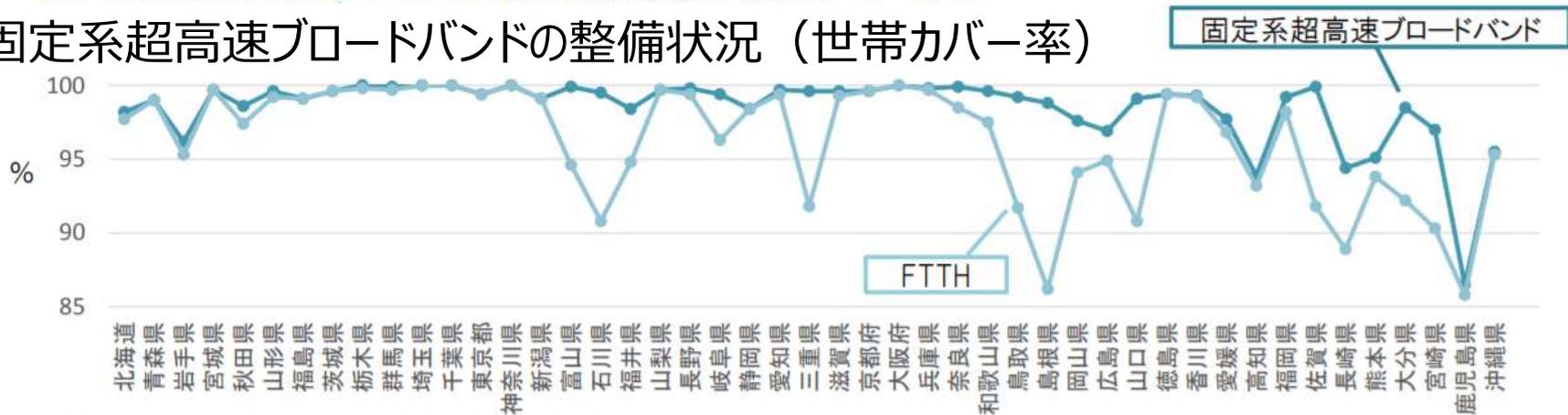
※2:「Web光もつともつと割」適用時の1年目の料金。

※3:「ずっとギガ得プラン」(3年契約)適用時の1年目の料金。

注:特段記載がある場合を除き、金額は全て税抜き、長期契約割引適用後、ISP料金込み。2017年5月末現在。

# ブロードバンド整備状況と公的整備について

## ■ 固定系超高速ブロードバンドの整備状況（世帯カバー率）



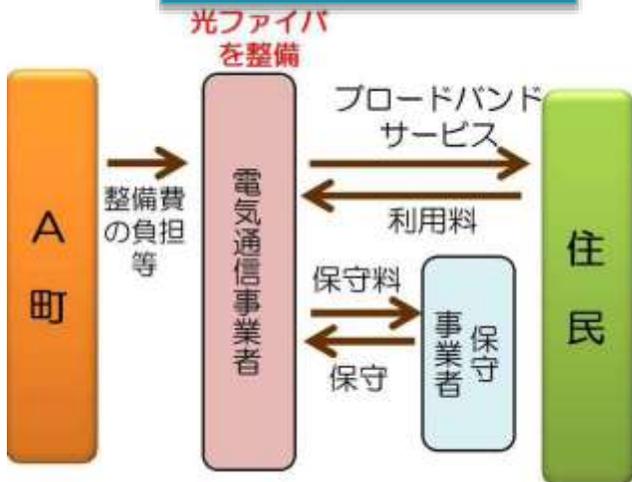
出所) 総務省「ICTインフラ地域展開戦略検討会」(H30年) 第1回事務局提出資料より抜粋

※固定系超高速ブロードバンド: FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット及びFWA

## ■ ブロードバンド基盤の公的整備について

ブロードバンド基盤については、民間事業者による整備・運営が基本だが、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域においては、自治体が民間事業者に対して支援を行う場合や、自治体がブロードバンド基盤の整備・運営を行う場合もある

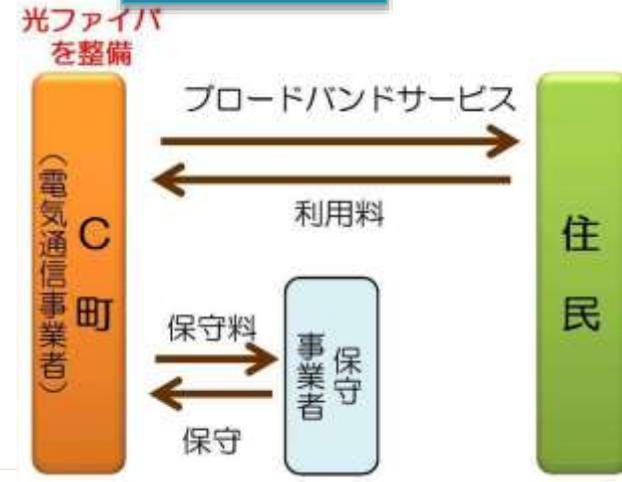
### 民設民営一部負担方式



### 公設民営方式



### 公設公営方式



出所) 総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」(H30年) 資料より抜粋

# 放送と通信の整備コストの効率性

- 都市部およびルーラルエリアいずれの場合においても、放送の1世帯あたりの整備コストは効率性が高い。

図. 放送局とカバーエリアのイメージ(スカイツリーの例)



## 放送

	都市部:関東 (スカイツリーの例)	ルーラルエリア 例:青森県脇野沢局
①カバーエリアの世帯数	約1500万世帯 (約22500km <sup>2</sup> )	465世帯 (むつ市の一部)
②整備コスト	約650億円※ <sup>1</sup>	約2,295万円※ <sup>2</sup>
③世帯あたり整備コスト	約4,300円/世帯	約50,000円/世帯

## (比較)通信(BB)の場合

	都市部:関東(推計)	ルーラルエリア※ <sup>5</sup>
①カバーエリアの世帯数	約1500万世帯※ <sup>3</sup>	600世帯 (地域面積:約30km <sup>2</sup> )
②整備コスト	—	約16,800万円※ <sup>6</sup>
③世帯あたり整備コスト	約20,000円/世帯※ <sup>4</sup>	約280,000円/世帯

※1: スカイツリー建設に係る総事業費

※2: 事業者主体(3社)の総事業費(総務省「デジタルテレビ中継局整備事業補助金」(H23年)参照)  
中継局の整備コスト(局舎、鉄塔、放送機、空中線、電源設備等を含む)

※3: スカイツリーの例と同じと想定して推計

※4: NTTの2004年中期経営計画の光化投資(約5兆円で3000万回線をカバー)を参照し、平均約17万円/世帯と試算。  
整備費用が面積に依存すると仮定して、全国平均と対象エリアの世帯密度を考慮して概算を推計。

※5: ルーラルエリアにおける光ファイバー網整備モデル(APPLIC「ブロードバンド整備マニュアル」)参照

※6: 光ファイバー網敷設に係る整備コスト(収容局環境、アクセス系回線、宅内環境(ONU等)を含む)

出所)分科会 第1回資料(事務局資料「放送用周波数の割当ての現状」)に基づき作成



## 諸外国等における放送事業の外資規制

# 諸外国等における放送事業の外資規制

	地上放送						衛星放送					
	ハード・ソフト	外資規制の内容					ハード・ソフト	外資規制の内容				
		根拠法	直接出資	間接出資	役員	根拠法		直接出資	間接出資	役員		
米国	一致※1	放送事業者	通信法	1/5以下	1/4以下	なし	一致※1	放送事業者	通信法	1/5以下	1/4	なし
英国	分離	放送事業者 マルチプレックス事業者 電子通信ネットワーク 運営者	03年通信 法	なし			分離	放送事業者 電子通信ネットワーク 運営者	03年通信 法	なし		
仏国	分離	<b>ソフト</b> サービス編集者 <b>ハード</b> サービス配信者 (マルチプレックス事業者)	視聴覚法	1/5以下	1/5以下	なし	分離	<b>ソフト</b> サービス編集者 <b>ハード</b> サービス配信者	視聴覚法	なし		
独国	分離	<b>ソフト</b> 放送事業者 <b>ハード</b> 電子通信ネットワーク 運営者	各州 放送法 電気通信 法	州ごとに規定 (例:EU加盟国内に事務所があること) なし			分離	<b>ソフト</b> 放送事業者 <b>ハード</b> 電子通信ネットワーク 運営者	各州放送 法 電気通信 法	なし		
韓国	一致	放送事業者	放送法	原則 出資不可	原則 出資不可	外国人等が代表 者及び番組編集 責任者でないこと	一致	放送事業者	放送法	49%以下	49%以下	外国人等が代表 者及び番組編集 責任者でないこと
日本	分離	<b>ソフト</b> 認定基幹放送事業者 <b>ハード</b> 基幹放送局提供事業者	放送法 電波法	1/5未満	1/5未満	外国人等が 役員でないこと 外国人等が 役員でないこと	分離	<b>ソフト</b> 認定基幹放送事業者 <b>ハード</b> 基幹放送局提供事業者	放送法 電波法	1/5未満	なし	外国人等が 役員でないこと 外国人等が 役員でないこと
	一致	<b>ハード</b> <b>ソフト</b> 特定地上基幹放送事業者	電波法	1/5未満	1/5未満	外国人等が 役員でないこと						

※1 放送事業を行うには、FCCによる無線局免許が必要【通信法 § 308】であり、制度上ハード・ソフト一致。実態としては、自社ネットワーク以外の番組を放映している等、ソフトとハードは別の主体により提供されることがある。  
 ※2 上記以外に、安全保障の観点からの外資規制が課されている可能性あり。

# 《参考》 米21世紀フォックスによる英スカイ買収

英国において放送事業者の外資規制は存在しない\*が、米21世紀フォックス(=21st Century Fox/以下、Fox社)による英スカイ(Sky/以下、Sky社)の買収において、英DCMS大臣が介入通知を发出\*\*し、「メディアの多様性の確保」に関する懸念について議論が続いている

\*2003年通信法 § 348により撤廃、\*\*DCMS大臣が買収等案件の手続きに介入する権限が2002年企業法 § 104に規定されている

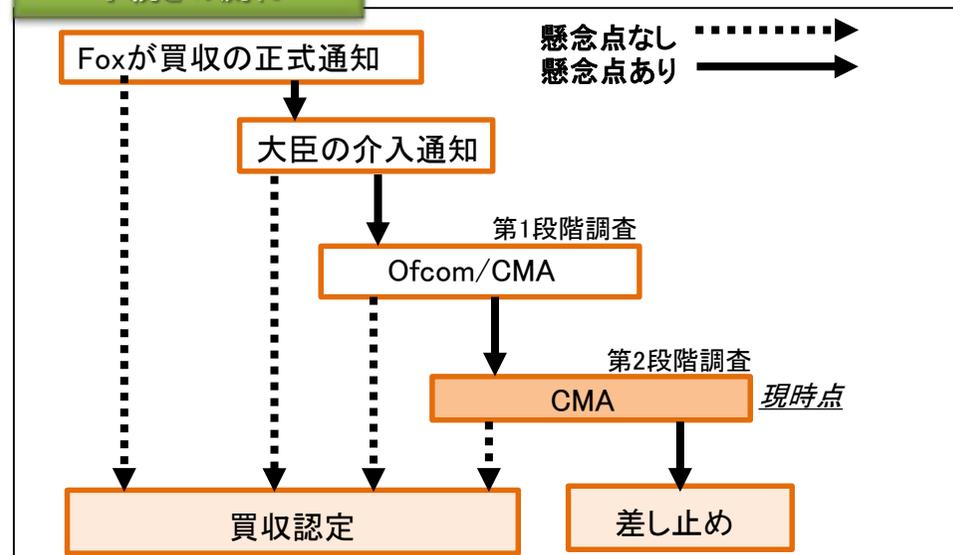
## 買収の経緯

- 2016.12.9 Fox社はSky社の買収に関して、基本的な合意に達したと発表。
- 2017.3.3 Fox社は欧州委員会に正式に通知。
- 3.16 ブラッドリーDCMS(文化・メディア・スポーツ)大臣は欧州介入通知を发出(EU企業合併規則に基づく)した旨を発表。Ofcom及びCMAに対し、「放送基準の遵守」と「メディアの多様性の確保」の観点から本買収による懸念点への報告書を6/20に提出するよう命じた。
- 6.29 DCMS大臣はOfcomとCMAの報告書から、「放送基準の順守」の観点については当該買収により懸念は生じないとする一方、「メディアの多様性の確保」の観点については懸念が生じるとして、CMAによる第2段階の調査を実施する方針を議会に報告。
- 7.18 Fox社がDCMS大臣宛に書簡を送付。本買収案件について「迅速かつ公正に」処理されるべきであると述べた。
- 9.14 DCMS大臣はCMAによる第2段階調査の実施を決定
- 10.10 CMAが「メディアの多様性」及び「放送基準の順守」に及ぼす影響を評価するためのアプローチに関する文書 (Issues statement) を公表
- 2018.1.23 CMAがFox社によるSky社買収は、「メディアの多様性確保に懸念」との暫定的調査結果を公表
- 2.27 Comcast(米ケーブル大手)がFox社より16%上回る買収額でSky社の買収を提案
- 2018.4 CMAが最終報告書を提出予定

## 論点

- ①「メディアの多様性の確保」…メディアの多様性を損なわない買収か
- ②「放送基準の遵守」…放送水準維持の観点から、放送免許所有の適正

## 手続きの流れ



## Ofcomによる指摘(17.6.20大臣宛の報告書)

### 「メディアの多様性の確保」に関する指摘

- Fox社がSky社を買収した場合、BBCとITNに続く第3のニュース供給者となる。
- 買収により、Fox社を率いるマードック家がTV、ラジオ、新聞、オンラインのニュース供給社として、ニュース項目の決定に影響力を持つことになり、莫大な影響力を保有し得る。
- また、政治プロセスへの影響力を持つ恐れがある。

DCMS大臣はOfcomの報告を受け、第2段階の調査を決定